

## 指標 5.2.1

### 指標名、ターゲット及びゴール

**指標 5.2.1** これまでにパートナーを得た 15 歳以上の女性や少女のうち、過去 12 か月以内に、現在、または以前の親密なパートナーから身体的、性的、精神的暴力を受けた者の割合（暴力の形態、年齢別）

**ターゲット 5.2** 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。

**ゴール 5** ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女兒の能力強化を行う

### 定義及び根拠

#### ○ 定義

・ 指標 5.2.1：過去 1 年以内に配偶者からの身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要の被害経験のある女性の割合

#### ○ 概念

配偶者とは、婚姻届けを出した夫婦に加え、婚姻届けを出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者（離別・死別、事実婚解消）も含む。

身体的暴行とは、例えば、殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突飛ばしたりするなどの身体に対する暴行をいう。

心理的攻撃とは、例えば、人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫をいう。

経済的圧迫とは、例えば、生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなどをいう。

性的強要とは、例えば、嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなどをいう。

#### ○ 根拠及び解釈

女性に対する暴力は、性に基づく暴力の最も一般的な形態である。この指標は、この問題の規模を測定し、さまざまな形態の暴力とその影響を理解し、リスクの高いグループを特定し、援助を求めることに対する障壁を探り、適切な対応が提供されるようにするために必要な蔓延データを提供する。この指標を恒常的に追跡することで、変化を監視し、介入の有効性を評価することができる。

## データソース及び収集方法

「男女間における暴力に関する調査」

[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/chousa/h11\\_top.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h11_top.html)

## 算出方法及びその他の方法論的考察

### ○ 算出方法

・指標 5.2.1：過去 1 年以内に配偶者からの暴力の被害経験のある女性の各年代の有効回答者数÷調査における女性の各年代の有効回答者数×100

### ○ コメントと限界

・15 歳～19 歳のデータはない。  
・「男女間における暴力に関する調査」は、1999 年から開始し、3 年ごとに調査を実施しているが、当該データについては、2014 年から調査を行った。

## データの詳細集計

- ・暴力の種類別（身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要）
- ・年齢区分別（20 代、30 代、40 代、50 代、60 代以上）

## 参考

「男女間における暴力に関する調査」

[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/chousa/h11\\_top.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h11_top.html)

## データ提供府省

内閣府

## 関連政策府省

内閣府、警察庁、厚生労働省

## 担当国際機関

- 国連児童基金（UNICEF）
- 国連女性機関（UN Women）
- 国連人口基金（UNFPA）
- 世界保健機関（WHO）
- 国連薬物・犯罪事務所（UNODC）